

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

指定管理者指定申請書

柴田町長又は柴田町教育委員会 殿

申請者
所在地
法人その他団体名
代表者氏名

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、公の施設に係る指定管理者の指定の申請について、下記のとおり申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 提出書類

- 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 法人でない団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
- 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- 申請資格に関する申立書（様式第 2 号）
- 法人等に課される国税・県税・町税の納税証明書（申請の日前 30 日以内に交付されたもの。）
- 公の施設の事業計画書（様式第 3 号）及び収支予算書（様式第 4 号）
- 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
- 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- 既に財産的取引活動をしている法人等にあつては、現事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- その他町長等が必要と認める書類

提出する書類にレ点を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

申請資格に関する申立書

柴田町長又は柴田町教育委員会 殿

所在地
法人その他団体名
代表者氏名

の指定管理者の指定の申請に係る申請資格について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の事項のいずれにも該当しない。

破産者で復権を得ない者

地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

国税及び地方税を滞納している者

施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していない者

その他町長等が必要と認める事項

（内容）

国税及び地方税の納税義務がない

（理由）

該当する項目にレ点を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

柴田町 に関する事業計画書				
申請年月日 年 月 日				
法人その他の団体名				
代表者名		設立年月日		
所在地				
電話番号		FAX 番号		
メールアドレス		ホームページアドレス		
現在運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	運営開始年月日	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
事業計画（別紙可）				
<管理運営を行うに当たっての経営方針について>				
<安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について>				

<施設の管理について>

- 1 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む）
- 2 職員の研修計画
- 3 経理

<施設の運営について>

- 1 年間の自主事業計画（「自主事業計画書」については別紙に記入のこと）
- 2 サービスを向上させるための方策
- 3 利用者等の要望の把握及び実現性
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
- 5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

<個人情報の保護の措置について>

<緊急時対策について>

1 防犯、防災の対応

2 その他、緊急時の対応

<団体の理念について>

1 団体の経営方針等

2 指定管理者の指定を申請した理由

3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他 特記すべき事項があれば記入してください。

様式第4号（第4条関係）

の管理に関する業務の収支予算書（ 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収入合計（A）			
項 目			
支出合計（B）			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
収支(A)-(B)			

1年間（12か月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

様式第5号（第6条関係）

第 年 月 日

指定管理者候補者選定通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

（ 年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請については、）
下記のとおり貴殿を指定管理者の候補者として選定したので、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4項の規定により、通知します。
なお、指定管理者には、柴田町議会の議決を経て指定されることとなります。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

様式第6号(第6条関係)

第 年 月 日

指定管理者選定結果通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請については、下記の理由により選定しないので、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第4項の規定により、通知します。

記

1 理由

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日

指定管理者候補者選定取消通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で通知した公の施設の指定管理者候補者の選定について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、下記の理由により指定管理者候補者の選定を取り消したので通知します。

記

1 理由

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 年 月 日

指定管理者候補者再選定結果通知書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、再度の選定を行った結果、下記のとおり貴殿を指定管理者の候補者として選定したので通知します。

なお、指定管理者には、柴田町議会の議決を経て指定されることとなります。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

様式第9号（第9条関係）

第 年 月 日
年 月 日

指定管理者指定書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請については、柴田町議会の議決を得たので、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定により下記のとおり貴殿を指定管理者に指定します。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

様式第10号(第10条関係)

第 年 月 日 号

指定管理者指定取消書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記の理由により指定管理者の指定を取り消します。

記

1 理由

(教示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柴田町を被告(訴訟において柴田町を代表する者は、 となります。)として提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

第 年 月 日

指定管理者業務停止命令書

所在地
法人その他団体名
代表者氏名 様

柴田町長又は柴田町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者に係る業務について、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり業務の全部 (一部) を停止することを命じます。

記

1 業務停止の内容

2 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 業務停止命令の理由

(教示)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、 に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります) 。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、柴田町を被告 (訴訟において柴田町を代表する者は、 となり ます。) として提起することができます。 (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) ただし、上記 の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。